

## 鳥取県告示第695号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町小畑字本谷奥1569、1570

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町田原谷字西村内245、245の1、245の2、字西溝457、字於臺461の1、461の2、463

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町河原字大鳴3の3、3の5、5の6、5の10、字堂坂1378、1379、1380の1、字家ノ空1428、1429、1432、字家ノ奥910の1、1435の2、1435の3、1435の7、1436、1437、1441、1442、1470の1、字白髪山1473の1から1473の4まで、1474、1475の1、1475の2、1477（次の図に示す部分に限る。）、青谷町小畑字とつ原1123、字寺谷1283、字菅町1318、字水砂1363、字本丸1407、字小原1402の1、1402の3から1402の5まで、青谷町露谷字石畑266、字家空601、字澤谷623の1から623の4まで、字物狂谷東平710の1から710の4まで、字東山717、718、718の1、719、青谷町青谷字小丸山6023の1、青谷町吉川字岩本322、323の1、324の1、325、326、329、330、字家ノ空331の2、332、339、字黍免<sup>㊦</sup>340から344まで、青谷町亀尻字八幡谷267の2から267の4まで、268の2、字下家空538の1、539、539の1、青谷町山田字猪狩原668の3、青谷町北河原字下モ内臺110、字二木平460、463から465まで、469、青谷町八葉寺字大門62の3、62の5、62の6、64、65、70の2、70の3、字西村内230の1、230の2、230の4、字馬乗畑850の2、字コモロ889、899、字大蕪西平823の1、823の2、823の38、823の39、字西岩落830の6、833の1、字大竹山912、913、915、916、字下平926、928の1、933の2、934から936まで、字西溝431の1、字谷奥488の1か

ら488の4まで、青谷町紙屋字向畑222の1、字尾花535、字船尾614の5、617、字見生寺500、501、504、青谷町楠根字西村内265の2、字孫坂170、503、字澄谷544の1、字寺屋敷553の3、553の5、553の7、字北空560の1、560の2、561

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)